

**国家公安委員長 古屋 圭司 殿**

**撤回要望書**

**「制限速度違反容認発言に対する抗議と撤回の要望書」**

2013年6月24日

TAV交通死被害者の会  
代表 西浦義朗

〒530-0047 大阪市北区西天満4-7-12  
昭和ビル別館305号  
TEL/FAX: 06-6362-7225  
ホームページ: <http://tav-net.com/>  
E-mail: info@tav-net.com

私達、T A V 交通死被害者の会は設立以来、遺族相互のこころのケア促進をはかるとともに、1人でも新たな交通被害者発生を防止するために活動を続けているボランティア団体(自助グループ)です。

6月4日(火)閣議後の記者会見における、古屋国家公安委員長の発言及びその後の対応について、T A V 交通死被害者の会として抗議と、発言の撤回を求めます。

問題とするところおよび撤回すべき発言は、以下の4点です。

問題点1 記者会見冒頭の取材記者への問い合わせについて。

委員長： 反則金を切られたとき、納得していましたか？どう、あなた？

記者： 納得してない。

委員長： 納得してない。 そうなんですよね。

問題点2 「歩行者が出てくる危険がない道路。制限速度50キロだが、流れに逆らわずに行くと70キロくらい出る。20キロ以上オーバーすると取り締まり対象になるが、いつも疑問に思っていた。」との発言。

問題点3 「反則金を切られた支援者の中からもそういう声を聞いた。事故の減少に資する、納得できる取り締まりをすべきだ。」との発言。

問題点4 以上の問題発言を質されると、マスコミの報道姿勢を追及し、報道機関は、誤解のないように報道すべきだと主張。

それぞれに対する当方の意見

問題点1に対して

- ・納得しない理由を聞かずに、同意している。
  - ・適正な手続きであれば、同意することがおかしい。
  - ・この発問の仕方は、常に交通違反取り締まりがおかしいことを前提としている。
- 以上を考慮すると、公安委員長の発言として不適切である。

問題点2に対して

歩行者が出てくる危険性がなければ、どれだけ速度を上げても良い。

歩行者がいなければ、危険はない。

見通しがよく、広い道路ならどれだけスピードを出しても良い。

流れに逆らわなければ、20キロオーバーは常識。

このような道路状況で、取締りすることが不当。

以上のように受け取れる発言であり、速度規制を否定するもので容認できない。

また、走行速度は運転者の判断に任せてよいとも受け止められる発言で、暴走行の容認にもつながりかねず、断じて許せないものである。

また、「いつも疑問に思っていた。」とはどのような疑問か、お答え願いたい。

### 問題点 3 に対して

違反者の勝手な言い分に同意する発言であり、法治国家の、治安維持の中核を担う立場の、国家公安委員長としてあるまじき発言である。

### 問題点 4 に対して

自分の失言を棚に上げ、責任転嫁と問題のすり替えを行っている。

交通事故原因の最大要因は安全注意義務違反であり、その違反の根本には運転者の慢心があります。これぐらいは、いいだろうという運転者の心のゆるみです。

今回の、公安委員長の発言は、この慢心を助長するものであり、不幸にして家族を交通犯罪で傷つけられたり、命を奪われた我々にとって治りかけた傷口に塩をすり込まれるに等しい暴言と映ります。

事後の対応で、本来意図するところは効果的な取り締まりを行うよう警察庁に指示する趣旨だったとあります。しかし、そのための例示が本質的な誤りがあったのでは、その言葉もむなしく響きます。

一個人の発言ではありません。内閣総理大臣が、国務大臣の中から指名し警察庁を指揮監督する立場の国家公安委員長としての発言であるところに問題があるのです。社会の秩序を維持するために、決められた法律の遵守を推進すべき頂点に立つ者として、あるまじき発言。問題点を指摘されると報道機関に責任転嫁を図るとは、言語道断です。間違いは、素直に認めるべきです。本人が間違いに気づき、事の重大性を深く認識しているからこそ責任転嫁するのです。

以上、早急に対応されることを強く要望いたします。